

商法司による太政官札貸付方式

岡 田 俊 平

一

明治維新政府によって太政官札の発行が布告されたのは、明治元年閏四月十九日であり、商法司が京都に設立されたのは同月二十五日である。大阪支署は同月二十六日、東京支署は元年十二月に設置された。これらの事項の関連性は、政府紙幣の発行によって生産資金を供給するとともに、一方に勸商収税機関として商法司を設立し、この両者を結合して経済発展を促進しようとする政策的意味をもつものとして理解することができよう。この構想は太政官札の発行を提案した由利公正が、幕末時代に福井藩の経済発展をはかるために実施した、生産資金貸付手段としての藩札発行と、藩特産品専売機関としての物産惣会所設立の併行政策、すなわち、藩政府造出の資金を供給することによって潜在的労働力を発現せしめて、商品生産を誘発し、同時に産出品の流通体系を整

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

備しようする経済発展政策をモデルとするものであった。⁽¹⁾したがって、

「商法司ハ蓋シ旧諸藩ノ物産方国産方ト称セル一種ノ制度ヨリ変遷シタルモノニシテ、本司ハ所謂ル日本全国ノ物産方ト称スヘシ」⁽²⁾

と「貨政考要」に説かれているような商法司の本質は、この制度が由利公正の福井藩における経済政策実施の経験にもとづく、全国の商品流通機構形成の企画であることから当然生れ出るものである。

維新を契機として新政府によって定められた経済政策は、封建制経済組織を廃して、全国的経済組織の形成を目指すものであったが、政治組織の改革についても、版籍奉還・廃藩置県の段階を経て、漸く近代国家の成立を達成する端緒をとらえることのできた新政府にとっては、経済的改革についても従来の経済制度を一挙に破棄して近代的経済制度を代置することは不可能であった。全国的経済組織を形成することを政策目的とした維新政府は、その政策目的を受容する企業意欲を開発するために先導的政策をとらねばならないことはいうまでもないが、その政策の経済的效果を実現するためには、幕藩時代の経済機構を利用しながら、それを漸次近代的経済機構に修正変革する方策によらねばならなかったのである。商法司制度の設立にあたっては、旧来の株仲間組織を全面的に解体することなく、その信用と協同体制・取引統制の機能を利用しながら、しかもその独占的性格を改革して、商品流通機構の整備拡大を行う中核体として役立たしめるとともに、それが必要とする商業資金の供給を行い、商業の振興をはかる計画を立てているのである。「貨政考要」に

「最初ニ商法司ノ知事ニ任シタルハ福井藩土岡田準介ニシテ、其後田野真之助西村勘六吹田四郎兵衛武田伴兵衛高井八十七等之ニ任シタリ、而テ此ニ注意スヘキハ本司ノ知事ヲ始メ他官吏多クハ平民ナリシコト是ナ

り、以テ當時ノ政策ヲ知ルニ足ラン」⁽³⁾

とあるように、商法司の運営は主として両替商・問屋等の従来の商業資本家の手に委任する形態をとらざるを得なかつたのである。

横浜出張商法司の人的構成を見ても、商法司元締頭取并為替方として三井三郎助、三井次郎右エ門、三井元之助、三井八郎右エ門、島田八郎左エ門、小野善助ら二十六人、元締に杉浦三郎兵衛、三浦勘助、茂木惣兵衛、吉田幸兵衛ら十七人、横浜元締并為替方に鉦形佐兵衛・越後屋喜左エ門ら三十七人の商人が選任されて⁽⁴⁾いる。これら商法司の元締・為替方等に動員された商業資本家は、自己資金を超えて政府資金を利用する投資機会を獲得する特権を確保し、この商業資本家と政府資金供給政策との結合関係が経済発展に関する要因を生み出すよう企図されたのである。

商法司の行った事業の主要なものは「酒造営業規則及ヒ其ノ税則ヲ頒布シ、商家営業及株鑑札ノ規則、搾油醬油等ノ取締規則ヲ設定」⁽⁵⁾する等の他、商法会所を各地に設立して「商業ノ取締及ヒ振作ヲ計リ、小前引立所ヲ開設シ細民ノ産業ヲ扶植」⁽⁶⁾することであつた。商法司の下部機構として設立された商法会所の性格は、明治元年五月、商法司布達の「商法大意」によつて知ることができる。これによると、

「今度商法会所御取建相成ニ付テハ諸問屋株ノ向ハ勿論、総テ売買手広ニサセラレ度候条可心得事

一 売直段取極仲ヶ間定法ト唱候類御聞届不相成候得共、職業出精定法ヨリ下直ニ売買イタシ候儀ハ可為勝手事
一 諸株仲間取調ノ上人増減勝手タルヘク事」⁽⁷⁾

という規定があり、これによつて、株仲間の人数制限は廃止され、独占的価格の専断も否定されて、従来の株仲

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

間制度の形態は存続しているかのようであるが、その実体は営業自由の原則にもとづく近代的経済組織に变革される萌芽を含んでいることを示している。さらに、

「諸仲間ヨリ式人ツツ人選イタシ肝煎ト唱へ名前サシ出可申事、尤模様ニ寄是ヨリ被仰付候義モ可有之事」⁽⁸⁾

という規定のあることは、商法会所が旧幕時代の株仲間の組織を利用しつつ、新興商業資本家もその組織に組入れ、政府資金の供給によって、近代的な商社機構の設立へ移行しようとする企図をもつ組織であることを示していると見て差支えないであろう。

このように、商法会所は維新期の経済混乱・金融閉塞を救済するために、企業意欲を刺戟し、企業実行力を誘発することを目的として、維新政府によって企画された経済機構であった。そして、この企業実行力を現実的活動に移し、経済発展に対する効果的要因とするための勸業手段として、太政官札が商法会所を通じて供給される方式が設定されたのである。

太政官札発行の布告に、

「京撰及ヒ近郷ノ商賈、拝借願上度者ハ、金札役所へ可願出候、金高等ハ取扱候産物高ニ應シ、御貸渡相成候事」⁽⁹⁾

とあり、()にこの金札役所の機能は商法会所によって運営されたものと考えてよいであろう。また「商法大意」には、

「諸商売ニ付其品為引当元手金拝借被仰付候、尤限月利足相定メ候事

但商売元手ニ相用候外猥リニ雜費等ニ遣ヒ込候義ハ被禁、其役々ヨリ急度取調候事」⁽¹⁰⁾

と規定されている。これらの規定によって、商法会所設立の目的が、政府造出の資金を企業実行力に結合し、商業資金供給の経済発展に対する効果を発現させることにあり、また明治維新期の経済発展について要求された商品生産の増大と商品流通の拡大に対する誘発機関として、商法司―商法会所の性格が造成されたことが推察できよう。

明治元年五月、大阪に商法会所を設立するにあたって、

「近來西洋各國御通商被仰出候ニ附而ハ、御国内商法之義是迄固陋之弊習計改、諸商業手広ニ可致趣通候御趣意ヲ以当地過書町商法会所御取建相成候処、諸商人共融通ノ為相応ノ引当ヲ以新製之金札御貸下相成候間、致拜借度モノ商法会所へ願出可申モノ也」

との布令を発表し、商法会所は従来の商品流通機構を改革することと、それに必要な資金を太政官札によって供給する勸業的企画であることを明らかにしている。

このような企図の下に設立された商法司―商法会所の機構が、政府資金と企業実行力との金融的結合を実現して、経済発展についての始動力となるについて、どのように機能することができたのであろうか。この課題を、断片的ではあるが利用可能な史料にもとづいて解明することを試みたいと思う。

(1) 拙著「幕末維新の貨幣政策」二五―三〇頁参照

(2) 「貨政考要」下編、二六頁

(3) 同右、一八一―一九頁

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

(4) 「大隈文書」A三一〇七、「人員并分課請持取謄書」、なお大阪商法司支署および商法会所の人的構成については、菅野和太郎「幕末維新経済史研究」二五一―二頁を参照のこと。

(5)―(8) 「貨政考要」下編、一九頁

(9) 「法令全書」明治元年、一三一頁

(10) 「貨政考要」下編、一九頁

(11) 吉岡源七、「西替商沿革史」三〇九頁

二

明治元年十二月より二年二月までの横浜出張商法司の「勘定帳」と、二年三月までの「金札下ヶ渡員数名名簿」が「大隈文書」の中に保存されている。いずれも短期間の記録にすぎないものであるが、商法司の東京支署は明治元年十二月に設置され、二年三月十五日には商法司が廃止されているから、横浜出張商法司が運営された期間の大部分に亘る資金出納を、一応これによって見ることができると思う。

これらの史料のみによって、維新政府が意図した政府資金供給による経済的発展の目標が、どの程度実現されるに至ったかについて明確な結論を得ることは困難である。むしろ、これらの史料によって知られるのは、政府資金である太政官札が、政府の意図に反して、生産資金として流通経済体系に浸透することは容易ではなかったが、しかしまた、この紙幣が当時の資金欠乏を補充する上に少からざる効果をもったということである。

このような状態が見られることの原因は、維新政府が商法会所を通じて国内の経済社会に供給しようとした太政官札は、名目的貨幣にすぎない政府紙幣であり、しかも維新政府はこの紙幣によって、基礎的輸入に必要な支払手段としての正貨を、国内商品流通機構の発展を通じて獲得しなければならなかったという、近代的経済組織への発足期における貨幣政策に対する財政的経済的制約にあるものといえよう。国際経済的関連の面では居留地貿易形態を脱却することのできない状態にあり、国内商品流通は問屋制前貸金融を基盤とする機構を改廃し去ることのできない段階にあって、しかも全国的経済組織を形成しなければならなかった準備期においては、旧藩国産方の要素を基本的なものとする、商法司―商法会所方式による資金供給・経済発展政策をとらざるを得なかったのであるが、その政府紙幣の供給によって正貨の吸収を行なうという目標を達成するには、おのずから限界があったといわなければならぬ。

明治元年十二月から二年一月中の横浜出張商法司の「勘定帳」によると、次のような太政官札の供給状態が見られるのである。⁽¹⁾ 明治元年十二月二十六日、二十七日と二年正月八日の三回に各々一〇万兩ずつ、合計三〇万兩の太政官札が東京商法司から廻付されており、これが横浜出張商法司の運営資金源となっている。この中から端数金額支払に当てるため錢二二〇貫文が用意されているが、その交換率は「金札式拾九兩二朱錢九文、札相場金壹兩ニ付四拾壹匁式分替」である。これによって太政官札の価値はすでに三〇%余低落していることが知られるのである。(錢九文は買入れた錢と相殺される勘定になっている) 錢と交換されたもの以外の太政官札二九九、九〇〇兩余の中、横浜出張商法司が商品流通発展のために融資した勸業貸付金額は一、二、五〇〇兩である。その内容は次のように「勘定帳」支出の部に記録されている。

商法司による太政官札貸付方式

「一金札三万兩 信州松代生産生糸並蚕紙元仕入先渡、追而洋銀を以返納之筈、真田信濃守領分大黒屋幸藏渡⁽²⁾

一金札三万五千兩 市在万民為引立貸、元締並為替方渡

一金札四万七千五百兩 生糸並反物類引当^{引当}質貸、口々返済之儀は外国人江売込之上洋銀を以て相納候筈」

これによると、横浜出張商法司は国内商業振興のために、商人達より選任された商法会所元締為替方に対して太政官札を供給するのみでなく、輸出商品である生糸蚕紙類について仕入資金の前貸、あるいは荷為替金融を行なっており、むしろ後者の金融業務に重点をおいていたことが知られる。維新政府は、国内生糸商人に太政官札をもって資金的援助を与え、外国商館へ売込の後洋銀をもって返納せしめるといふ金融方式によって、経済発展の発足期における基礎的輸入に必要な正貨を吸収しようとしていたことが、横浜出張商法司の運営の中に見られるのである。

右の太政官札による生糸金融および商業振興のための融資以外の支出項目は、関係機関の営繕費、用度費、小使給料等の事務費であって、その合計は金札二九〇兩余と錢一貫八五〇文である。その他に先にあげた鈔二二〇貫買入のために紙幣二九兩二朱と錢九文が支出されている。(元年十二月より二年正月までの勘定帳には、錢の支出合計が残高のいずれかに誤記があると思われる。) これら運営費の支払について注目すべき点は、支払金額は一応金目で定められており、太政官札によって支払われるためには、正貨に対して減価した紙幣相場によって換算の上、支出が行なわれていることである。その一例をあげると、

「金百七拾兩壹分式朱之代 札相場四拾貳分(朱書)

一金札貳百四拾四兩貳分

戸部引立会所模様替並長屋構内其外修復材木板石類壁方疊建具経師、大土工工薦人足賃共

錢貳百貳拾六文」

とあり、戸部の生産引立会所の營繕について、まず金貨による代価が朱書によって示され、それを紙幣相場によって換算した太政官札の金額が支払に当てられており、一朱未滿は錢によって支払われるという複雑な方法がとられているのである。他の事務費、用度費、給料等についての支払も、また同様の方法によって、金貨基準で表示された代価を太政官札に換算の上行なわれている。いずれの場合にも紙幣相場は四拾貳匁五分に減価しており、それは維新政府が明治元年十二月四日の布告をもって太政官札の時価通用を公認しなければならなかった事情を裏付けるものである。このことは商法司制度を通じて太政官札の流通を展開しようとしたにもかかわらず、太政官札は経済社会における信認を確保するに至らなかったことを示しており、しかもなお政府が太政官札の流通を強行しなければならぬ状態にあったことが、この支出方法によって知られるのである。

横浜出張商法司の「巳二月中勘定帳」によると、収入の部は先月よりの繰越高紙幣一八七、一八〇両二分と錢二一八貫一四五文の他に、正月中生系引当にて貸下げた四七、五〇〇両の内太政官札をもって返納された分一五、〇〇〇両と、信州大黒屋幸藏に融資した分三万兩、および商業引立のため元締並に為替方に貸渡分三五、〇〇〇兩、計六五、〇〇〇兩に対する利息一、一一二兩二分を太政官札をもって受入れている。したがって、太政官札収入合計は二〇三、二九三兩であるが、この中一五六、二〇〇兩が、洋銀による返納を条件として、生系引当あるいは無担保にて融資されているのである。その支出項目は「勘定帳」に次のように記帳されている。

「一金札三万兩

信州松代生系並蚕種紙仕入先渡、追而洋銀を以返納之筈、真田信濃守領分六万兩渡之内梅田屋

宇兵衛渡

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

一金札九万五千兩 洋銀買入為手当横浜諸商人仲間証拠物無之、日数十五日之間ニ洋銀を以相納可申筈

一金札四万兩 横浜出納司江繰入札

一金札三万千貳百兩 生糸引当貸下、口々外國人江売込之上洋銀を以返納之筈

一金札八拾壹兩壹朱 二月中小買物並所々修復入用とも

錢六貫貳百三拾文」

これによつても、横浜出張商法司―商法会所（生産引立会所）は、生糸流通を拡大するために必要な勸業資金を太政官札によつて供給し、邦商に輸出前貸を行なうとともに、外商に対する生糸売込を通じて洋銀を獲得する方式を主要な業務とする金融機構であつたことが知られるのである。この輸出前貸の方法・条件をさらに詳細に示しているものが、横浜出張商法司による明治二年三月十四日調の「金札下ヶ渡員数名前書」である。⁽⁴⁾（この史料は「大隈文書」に二通保存されており、両者の記録に一部相違があるので、同文書A三二八六を引用し、それにA三二九九の記録中注意すべき相違点を附記することにする。）

「金札下ヶ渡員数名前書

横浜出張

商法司

辰十二月下渡已五月廿日限（十二月廿七日下午ヶ渡）

一金札貳千五百兩 信州水内部

三輪村

宇兵衛

會計官御用途差加金貳千兩差出候ニ付下渡、利息月六朱定

辰十二月中下ケ渡限月不定

一金札三万兩

真田信濃守領分

大黒屋

幸藏渡

信州松代生産生糸並蚕紙元仕入先渡、追而洋銀を以返納之筈、無利足(月七朱)

巳正月中下ケ渡三月廿日限(正月十三日下ケ渡)

一金札三千兩

三井八郎右衛門

出店渡

(歙形佐兵衛
杉山十兵衛)

神奈川県支配市在江金札弘通手広ニ為行届度ニ付為元手金下ケ渡、利足月五朱定

巳正月中下ケ渡三月晦日限(正月十四日下ケ渡)

一金札貳千兩

横浜本町貳丁目

三浦勘助渡

前同断

巳正月中下ケ渡五月晦日限(正月廿六日下ケ渡)

一金札壹万三千兩

同 弁天通三丁目

亀尾善三郎

外三拾三人渡

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

生糸仲間商業為引立引当物無之下ケ渡、利足月一分定

(引当月々買品売品之金高貳厘を肝煎ニ預ケ置限月ニ至リ上納)

巳正月下ケ渡六月廿日限(正月十二日下ケ渡)

一金札貳千両

信州埴科郡

松代

和泉屋

直治渡

(置主 和泉屋直次
請人 藤屋善十郎)

會計官御用途金貳千両差出候ニ付下ケ渡、利足月六朱定

巳二月中下ケ渡限月不定

一金札三万両

真田信濃守領分

梅田屋

宇兵衛渡

信州松代生産生糸並蚕紙元仕入先渡、追而洋銀を以返納之筈無利足(月七朱)

巳二月中下ケ渡七月□日限(二月十五日下ケ渡)

一金札五千両

横浜

弁天通五丁目

右平同居

置主 門屋幸之助渡

証人 堀越 源七

引当品フランクット千五百枚、利足月七朱定

巳二月中下ヶ渡四月廿日限（二月十七日下ヶ渡）

一金札壹万両

甲府山田町

置主 藤井屋平次右衛門

代 仙助渡

横浜本町壹丁目

証人 中沢五兵衛

引当品奥仙生糸三拾箇、利足月七朱定

巳二月中下ヶ渡三月晦日限（二月十八日下ヶ渡）

一金札貳千貳百両

上州勢多郡大胡町

置主 藤田屋浅右衛門渡

横浜本町壹丁目

証人 田村仁兵衛

引当奥州三春提糸貳箇八王子提糸四箇、利足月八朱

巳二月中下ヶ渡四月廿日限（二月十七日下ヶ渡）

一金札七千両

信州更科郡力石村

置主 万屋増吉渡

横浜本町貳丁目

証人 三浦勘助

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

引当信州提糸拾式箇島田糸八箇、利足月七朱定

巳三月中下ヶ渡八月晦日限

一金札三万両

元 締 渡辺福三郎

三浦 勘助

中沢五兵衛

為替方 吉田幸兵衛

茂木惣兵衛

堀越 源七渡

万民家業為引立貸渡、利足月五朱定

巳二月中下ヶ渡三月十五日限

一金五万五千両

横浜

弁天通三丁目

亀屋善三郎

外拾人渡

洋銀買入為手当横浜諸商人仲間証拠物無之、□□□五日間貸渡、無利足

巳二月中下ヶ渡三月十五日限（二月十七日下ヶ渡）

一金四万両

横浜

弁天通四丁目

大黒屋六助

外七人渡

前同断

已二月中下ヶ渡四月廿日限（二月十八日下ヶ渡）「下ヶ紙」（此分三月十五日返納請取申候）

一金札七千両

上州山田郡

大間々町

置主 定七渡

横浜弁天通三丁目

証人 吉田幸兵衛

引当品奥州針道糸式拾八箇、利足月七朱定

已三月中下ヶ渡五月廿日限（五日晦日限）「下ヶ紙」（此分三日十五日返納請申候）

一金札五千両

横浜

弁天通三丁目

吉田幸兵衛渡

万民家業為引立貸渡、利足月五朱定

三月中下ヶ渡四月晦日限（二月下ヶ渡）

一金札八千両

信州更科郡羽尾村

置主 大黒屋幸蔵渡

横浜

弁天通三丁目

証人 亀屋善三郎

引当品提生糸式拾八箇、利足月一分定

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

三月中下ケ渡四月晦日限（辰十二月廿八日下ケ渡）

一金札七千両

信州更科郡羽尾村

置主 大黒屋幸藏渡

横浜

本町式丁目

証人 三浦勘助

引当品曾代生糸式拾八箇提糸拾式箇、利足月老分定

合金札式拾五万八千七百両」

（この「名前書」に記載されている太政官札貸付合計額は二五八、七〇〇両であり、元年十二月二年一月中の貸付額五二、五〇〇両、二月中貸付額一五六、二〇〇両、三月中貸付額五〇、〇〇〇両となっている。したがって、さきにあげた「勘定帳」の中元年十二月より二年正月までの貸付金の記録とは金額・項目について相違しているが、その理由を探る方法は見出されない。）

この貸付金二五八、七〇〇両の内訳は、次のように整理できる。

一、洋銀による返済を条件とする生糸輸出資金前貸 一〇一、二〇〇両

二、洋銀買入資金貸付 九五、〇〇〇

三、商業振興資金貸付 四八、〇〇〇

四、生糸以外の商品担保貸付 五、〇〇〇

五、金札流通拡大資金貸付 五、〇〇〇

六、会計基立金証文担保貸付

四、五〇〇

これによって見ると、太政官札の発行と商法司の設立を並行した由利公正構想による貨幣金融政策は、横浜出張商法司において、太政官札の貸付による輸出前貸と正貨の獲得を目的とする重商主義的政策ともいふべき形態をもって遂行されていることが明らかである。さらに、この「名前書」によって、商法司の元締または為替方に選任された横浜商人が多額の融資を受ける特典を得ており、また地方商人が荷主として生系担保による融資を受け場合に、商法司元締あるいは為替方の地位にある横浜商人が証人となって、その金融的便益を助成していることが知られるのである。

地方荷主に対して、横浜出張商法司の元締または為替方の地位にある横浜商人が、金融的援助を与える方式を説明するものとして、「名前書」の中「巳二月中下ヶ渡四月廿日限、金札七千両、置主定七、証人吉田幸兵衛」とある項に該当するものと思われる史料、「品物引当ニ而金札貸下ヶ候手続証文類写」をあげることができる。(一)の文書は二年二月廿五日付であるが「名前書」には「二月十八日下ヶ渡」とあり、日付の点で矛盾しているので全く同一事項に当るものとは断定できない。(二)これによると、荷主大間々町の定七と、証人として東京商法司元締吉田幸兵衛が連名で、太政官札の貸下を商法司宛に願出ているのである。すなわち、

「上州山田郡大間々町定七奉申上候、私儀去辰十一月中奥州生系式拾八箇買取置候処、直段下落いたし只今売払候得は余程之損毛相立候間、右生系式拾八箇為引合御金札七千両也来ル四月廿日迄奉拜借度、右期限ニ至リ滞候節は右生系御引上相成候共毛頭願筋無御座候、何卒以御慈悲願之通り御下ヶ渡被成下置度奉願上候以上

明治二巳年二月廿五日

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

上州山田郡大間々町

願人 定七 印

横浜弁天通り四丁目

証人 吉田幸兵衛印

「印生系見込書之事」

一奥州針道生系

式拾八箇

此掛目貳百五拾貳貫目

但沓箇ニ付正味九貫目ヅツ

斤数千五百七拾五斤

当時異人江壳渡直段

百斤ニ付六百枚替

此洋銀九千四百五拾枚

此金八千貳百六拾貳兩貳分也

但洋銀相場沓枚ニ付五拾五匁替

右直段見込書奉差上候上は、当人定七万一御返納及遲滞候節は、右預り置候生系を以直段高下ニ不拘私より可奉返納候間、何卒願之通御貸渡被成下置度偏ニ奉願上候以上

明治二巳年二月廿五日

横浜弁天通り四丁目

吉田幸兵衛 印

これらの願出と保証に対して、七千兩の太政官札が貸付けられ、その借入証文には洋銀をもって返納すべき条件が記載されている。担保物件である生糸は商法司より横浜商人吉田幸兵衛へ預入れの形式がとられ、その預り証が商法司へ差入れられている。そして、この生糸売込は荷主に代って吉田幸兵衛が行なうのである。したがって、商法司はこの融資方法を通じて洋銀獲得の目的を達成し、元締の地位にある吉田幸兵衛は、地方荷主に対して政府資金を利用して金融的援助を与えらるとともに、生糸流通において地方荷主を自己の系列の中に組入れることが可能となるのである。

これらの史料によって、横浜出張商法司の太政官札貸付方式を通じて、商法司の元締・為替方に選ばれた横浜商人は自己資金以外に低利の政府資金を利用して、その営業資金を拡充することができるのみでなく、地方荷主に対する金融的援助を与えることによって、生糸流通面において支配的立場を確保する機会を与えられていることが知られるのである。政府もまた東京商法司支署の元締頭取井為替方として二六人、元締として一七人の商人を任命し、また横浜元締井為替方として二八人の商人を選任していることは、これら商人の保有する従来の信用と組織を利用しつつ、商法司の目標とする太政官札の流通促進と商品流通機構の整備を実現しようとしたものといえよう。

次に横浜と対比して経済的環境を異にする、大阪に設置された商法司支署による太政官札貸付の状態はどういうであったかを見ることにしよう。

大阪商法司支署は明治元年閏四月二十六日に設置されたが、その「出納勘定帳」明治元年中と、明治二年正月中の二冊が「大隈文書」に保存されている。⁴⁾ 明治元年中の勘定帳によると、収入合計金札三、七七二、九三三兩

商法司による太政官札貸付方式

一分二朱、錢五四一貫三五七文であるが、その内京都商法司より廻付の金札三、七〇五、〇〇〇兩、當繕司より廻付のもの九五〇兩であつて、他はすべて各種貸付金の利息受入高である。これに対して支出合計は、三、四四四、九九七兩一分二朱、錢一貫〇五一文であるが、その中、兵庫・堺・堺商法司その他の役所への廻付高および運営費、八四六、八六二兩二分、錢一貫〇五一文を除いた、各種貸付金の内容を見ると次の通りである。

一金札四万兩

蒸汽船献上願立之趣意ニ付、協坂淡路守江当座拜借貸渡し

一金札貳拾五万五千兩

錢御買上元金京屋与兵衛江渡高

一金札四拾七万四千五百五拾七兩

會計官江御用途調達証文を以貸下ケ、為替方三家拜借高

一金札三万兩

商法御質物貸下ケ元金、小西新右衛門取扱之分

一金札六万七千六百六拾兩

御基立証文引当貸下ケ高、小西新右衛門取扱之分

一金札四万七千兩

兩替仲間江貸下ケ殘金高

一金札六万五千九百兩

御手当貸四口分

一金札八拾万九千五百六兩貳分

御質物貸下ケ高

一金札拾万五千兩

御東下調達証文を以引当貸下ケ高、来巳四月限り

一金札八万七千貳百三拾三兩三分壹朱

基立証文引当貸下ケ高、来巳正月限り

一金札壹万貳千八百六拾兩三分三朱

右同断貸下ケ高、来巳二月限り

一金札八万五百兩

御東幸調達証文引当貸下ケ高、来巳二月限り

一金札四百兩貳分

右同断貸下ケ高、来巳二月限り

一金札千九百九拾貳兩壹分壹朱

基立証文引当貸下ケ高、三月限り

一金札五百三拾兩

右同断貸下ケ高、来巳ト限り

一金札千七百兩

御東幸証文貸下ケ高、前同断

一金札四千九百兩

前同断貸下ケ高、来巳五月限り

一金札拾四万九千三百六拾貳兩三分貳朱

基立証文引当貸下ケ高、来巳五月限

一金札貳拾六万四千三拾兩三分三朱

前同断貸下ケ高、来巳六月限り

これを貸付金の担保別に整理すると、次の通りである。

一、為替方三家（三井、小野、島田）の御用途調達証文担保貸付 四七四、五五七兩

二、會計基金立証文担保貸付 五八三、六七〇兩三分二朱

三、御東幸其他調達証文担保貸付 一九二、五〇〇兩二分

四、商品担保貸付 八三九、五〇六兩二分

五、兩替商其他御手当貸付 二二二、九〇〇兩

六、錢買上元金貸付 二五五、〇〇〇兩

七、領主当座貸付 四〇、〇〇〇兩

計 二、五九八、一三四兩三分二朱

また、明治二年正月中「勘定帳」によつて見ると、収入の部は先月よりの繰越高、京都商法司、箱館会所よりの繰込高の他、貸付金返納金および利息等、合計八、六三二、四〇七兩三朱と錢八八二貫一八〇文である。これ

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

に対して、支出合計一六六、四九一兩一分三朱、錢八五八文の中、貸付金に当てられたものとして、次の項目があげられている。

「金札三万兩

錢御買上ヶ元代金、京屋与兵衛渡

金札壹万兩

今堀長吉郎江御手当貸

金札四万貳千百兩

市中両替屋仲間江御手当貸、十人両替屋渡

金札七万六千七百兩

御實物貸下ヶ高」

これらの勘定帳によって、大阪商法司支署の貸付金の主要部分が、会計基金・御東幸費等の御用金調達証券、すなわち維新政府発行の最初の公債証券ともいうべきものを担保とする貸付金であって、その金額が商品担保貸付額を超える状態にあることが知られるのである。このような融資方式が大阪商法司支署においてとられねばならなかったことは、維新草創の時に新政府が大阪商人より半ば強制的に調達した正貨に対する代用手段として、調達によって減縮した商業資金を太政官札をもって補給するという便法に依存した点にあると思われる。この事情は横浜出張商法司が貿易金融の面に存在理由をもって対し、対照的な様相をもっており、維新当初における政府が財政資金について大阪商人に依存する点の如何に甚大であったかを示しているといえよう。大阪においては、「商法大意」にあげられている商品担保貸付を主眼とする太政官札供給方式よりも、むしろ大阪商人が維新政府の要求に応じて納付した正貨に対する政府発行の債務証券を政府紙幣に代替する操作が、商法司を通じて行なわれたのであった。この結果、京阪地方においては正貨の減少、太政官札の滞留が生じ、太政官札の減価を招くに至った。明治二年六月六日の布告をもって、三都に滞留した太政官札を各地方に散布するため

に、各府藩県老方石について太政官札二、五〇〇両を貸付け、これと同額の正貨を政府に納付せしめる措置をとったのは、横浜・大阪において商法司制度を通じて太政官札供給によって正貨を政府に集中する融資方式を実施したために生じた両地域における太政官札の滞留・正貨の減少を調整しなければならなかったための方策であったということができよう。

- (1) 「大隈文書」A三二八六、およびA三二九九
- (2) 松代生産の生糸流通についての、松代商法社と横浜出張商法司との金融関係に関しては、吉永昭「松代商法会社の研究」(社会経済史学、第二十三卷、第三号)に詳細な研究がなされている。
- (3) 「大隈文書」A三二八六
- (4) 同右、およびA三二九九(A三二九九がA三二八六と相違する点は、引用文にカッコ内に示した。)
- (5) 「大隈文書」A三二八九
- (6) 同右、A三二七九、およびA三二八四
- (7) 「貨政考要」法令編、第二卷、一九―二〇頁

三

貿易港に所在する横浜出張商法司が輸出前貸による太政官札の貸付を行ない、輸出商品流通の拡大にともなう資金需要を充足するとともに、政府が対外支払手段としての洋銀を吸収する方式をとったのに対して、維新当初

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

より新政府に対する資金的援助の地盤となった商業都市にある大阪商法司支署は、財政的必要によってまず正貨を吸収し、それに代用する商業資金として太政官札の供給を行なっていることが、前節に述べたことよって察知できるのである。この両者の太政官札と正貨との代替方式の相違は、幕府権力の中心地に接近する横浜と、維新政府権力に接する商業資本支配の大阪との、経済的地理的環境にもとづくものと考えられるのである。

しかしながら、横浜と大阪における商法司の太政官札貸付方式に共通する点として指摘できることは、太政官札が維新政府の正貨獲得手段として、商法司―商法会所の組織を通じて利用されたことであろう。すなわち、横浜においてはまず太政官札による輸出前貸の金融政策によって、洋銀が政府に蓄積される方式がとられ、大阪においてはあらかじめ会計基立金、大監察東下費、天皇御東幸費等の財政需要にしたがって、経済社会より引揚げられた正貨の代用手段として太政官札が貸出される方式が多くとられているのである。

商法司による太政官札貸付が政府による正貨獲得の手段に利用されてはいるが、それは維新政府が緊要とする政費軍事費および基礎的輸入支払手段を補填するためにとらざるを得ない方策であったといわねばならない。

「横浜出納司勘定帳」⁽¹⁾によって見ても、わが国の金貨をもつて洋銀買入を絶えず行なっていることが知られるのであって、横浜出張商法司も、またその方策に協力しなければならなかったのである。しかしながら、この正貨吸収を行なうために、太政官札を商業資金として供給し、商業の振興、商品流通の拡大をはかるという商法司―商法会所制度本来の目的である勸業貸が無視されていたのではない。横浜出張商法司の貸付金の主なるものは、洋銀返済を条件とするものであるといえ、その貸付を行なうには商品特に生糸を担保としているのであり、大阪商法司支署の貸付金も、正貨に対する政府債務証書を担保とするものに次いで多額のものが商品を対象として行

なわわれているのである。さらに、無担保の家業引立貸付あるいは御手当貸と称する勸業貸付すら行なわれていることに注目しなければならない。このようにして、太政官札供給による商品流通機構の整備と、それにもなう太政官札流通性の増大という商法司制度設置の目的が追求されていたことは、商法司―商法会所の径路による貸付金の内容を検討することによって察知できると思う。そして、明治政府の所謂殖産興業政策はまず太政官札の発行と商法司制度の設立として現われ、生産部門よりもむしろ商業部門に重点をおいて、商業の振興、商品流通機構の再編成を指向する形態をとりながら実施されたことが確認されるのである。

このような目的にもとづいて、商法司によって供与される金融的便益を享受して商品の流通を拡大しようとする資金需要が誘発されていることは、さきにあげた「勘定帳」によっても認められるところであるが、さらにこの「勘定帳」に表われたもの以外の資金需要を示す一例として、陸前石巻湊の地方商人重右衛門および東京・横浜の都市商人等四名による、商法司宛明治二年二月付太政官札借入願書をあげることができる。それによると、「石巻辺海岸一円何れも産物多分ニ御座候間、右生産十分取開御国益相成候様仕度候間、追々有志之者申診、手広ニ生産引立仕、多分ニ国産取出、東京府并横浜表同志之者ニ重右衛門ヨリ差送り候間、右之者共ヨリ商法局御役所江御届申上、其節御見分ケ之上相当之金札御下ケ奉願度、返納之儀ハ右品々外国人并外望之者共売払、其節々元利返納可仕、尤今般奥地海岸一円取開候ニハ、多人数組合不申候テハ行届不申候間、右ハ同人代之者帰国之上彼地追々有志之者相願候様可仕候間、何卒差向前書之次第御聞濟被下置候様奉願上候」⁽²⁾これについて、次のような意見書が付記されている。

「別紙之通願立候得共、金札貸下ケ之儀は相止、諸品東京着之上代金見込ヲ以七歩金相渡、支那人江売払之商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

上、勘定残金相渡可申候、尤代金之内割方御益相納候³⁾

この願書によって、商法司の太政官札貸付政策に対し、地方商人と東京・横浜商人との組合による商業活動の展開をはかる意欲が現われていること、および商法司が商品担保貸付すなわち勸業貸付を太政官札融資の原則としようとしていたことが知られるのである。

しかしながら、商法司制度の下に行なわれた太政官札による商業資金供給は、商品流通の拡大に関して十分な効果をあげることができたとは考えられない。横浜出張商法司によってとられた太政官札の貸付方式は、生糸輸出に関する資金需要の増大に対して太政官札をもって融資を行ない、地方荷主、横浜商人の資金不足を補うとともに、商品流通を助成するものであったが、一方それは商法司にとっては洋銀吸収の手段に利用されたものであり、その洋銀は対外支払に充当されたのであるから、国内市場は全国的に太政官札の流通性増進によって整備されねばならないという結果を招いていたのである。これは、福井藩の領国経済単位の範疇において由利公正が藩札貸付によって商品生産に刺戟を与え、生産物の藩外輸出によって自藩に正貨を蓄積するに至った金融政策の結果とは異った状態の実現を求めているのである。また大阪商法司支署の融資方法は、あらかじめ政府に調達された正貨に対する補充手段として、あるいは担保商品に対する融資として太政官札を供給することを特色としている。したがって、太政官札の流通性促進を条件として、商品流通の発展が期待されていたのである。しかしながら、太政官札は政治的経済的混乱期における、成立草創の維新政府によって発行されたものであり、それに対する社会的信認は十分に確立される段階に達していないために、その流通性が限定されることは避け得ない状態であった。このように完全な通貨的機能を具備することのできなかつた太政官札は、商品流通体系の整備・発展を

支える商業資金としての効果を十分にあげるに至らなかつたということができよう。

横浜出張商法司が諸経費支払に太政官札を使用しているが、明治元年十二月、二年一月の「勘定帳」には、商法司自体が正金に対して紙幣四二匁五分の相場によって支払はねばならなかつたことが記帳されている。また横浜出張出納司の「勘定帳」によると、明治元年十二月二年正月の支出は、ほとんど洋銀買入のための正金支出と燈台設備のための洋銀支出である。二年二月の支出は燈台建設費其他の洋銀によらざるを得ない対外支払以外の営繕費・給料・旅費等国内経費は、できる限り太政官札をもって支弁しようとしているが、その場合にも出納司自体が太政官札を正金に対して三八匁三分乃至四一匁七九、あるいは四二匁五分というように三〇乃至三五%減価した相場にしたがって使用しなければならなかつたことが見られるのである。⁽⁴⁾ 例えば、

「巳二月九日

(朱) 金貳百三拾四兩壹分

札相場四拾壹匁八分替

(書) 永貳拾文五分

一金札三百三拾兩壹分

包座出張所破損繕、并疊建具銅印其外小買物口々

錢八拾七文

巳二月十三日

(朱) 金八百拾四兩

札相場四拾壹匁七分替

(書) 永六拾貳匁五分

一金札千百七拾壹兩

燈明船製造并ソノライス船模様替ニ付、材木大工木挽鍛治人足賃」

錢貳貫三百三拾七文

商法司による太政官札貸付方式

商法司による太政官札貸付方式

とあるように、正金基準の価格を紙幣相場に換算した上で、太政官札による支払方法がとられており、あるいは別の支出項目に、

「巳二月廿三日

(朱書)一金三百七拾六兩貳朱之代

札相場四拾壹匁七分九厘替

一金百八拾八兩壹朱

金札貳百七拾兩

横浜包座役々道中御手当、并旅籠代二月分」

錢五百拾六文

とあるように、正金基準価格の半額を正金によって、残り半額を紙幣相場にしたがって換算した太政官札によって財政費用を支払うという金紙混用の方法も見られるのである。この出納司の支出方法によって、商法司・出納司等の政府機関自体が太政官札の流通について、旧幕時代より引継いだ本位貨幣である正貨に太政官札を混用せしめようとする、強行的紙幣流通促進方策をとっていたことが知られるのである。この金紙混用によって太政官札の流通性を拡大しようとする強行策は、一般経済社会にも反映されて、日常の小取引においてすら半額正金、残額太政官札という支払方法がとられねばならない場合があったことは、明治二年六月、東京周辺地域における太政官札の流通状況に関する探索の結果明らかにされているところである。⁶⁾

このように紙幣の減価と限定的流通性を発行者自体が容認して、太政官札の流通促進強行策をとったことは、価格体系の混乱を助長し、商品流通機構の整備拡大に対する商法司による金融の効果を減縮する状態を招く原因となっていたと考えねばならないであろう。したがって、商法司による資金供給が所期の効果を実現しなかった

ことは、当然太政官札貸付機関としての商法司―商法会所制度の経済発展に対する誘発機関としての機能に限界をもたらし、資金供給、商品流通拡大の機能的分担を確然とする為替会社、通商会社の併立機構への展開を必要とするに至る原因の一つでもあったということができよう。

(1) 「大隈文書」A三二八六

(2)(3) 同右、A三二八八

(4) 同右、A三二八六、「巳」二月中勘定帳、横浜出張出納司」

(5) 拙稿、「全札流通状況の探索書について」(成城大学経済研究、第十号、第十一号)

(本稿は財団法人清明会の研究助成による共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関する成果の一部である。)